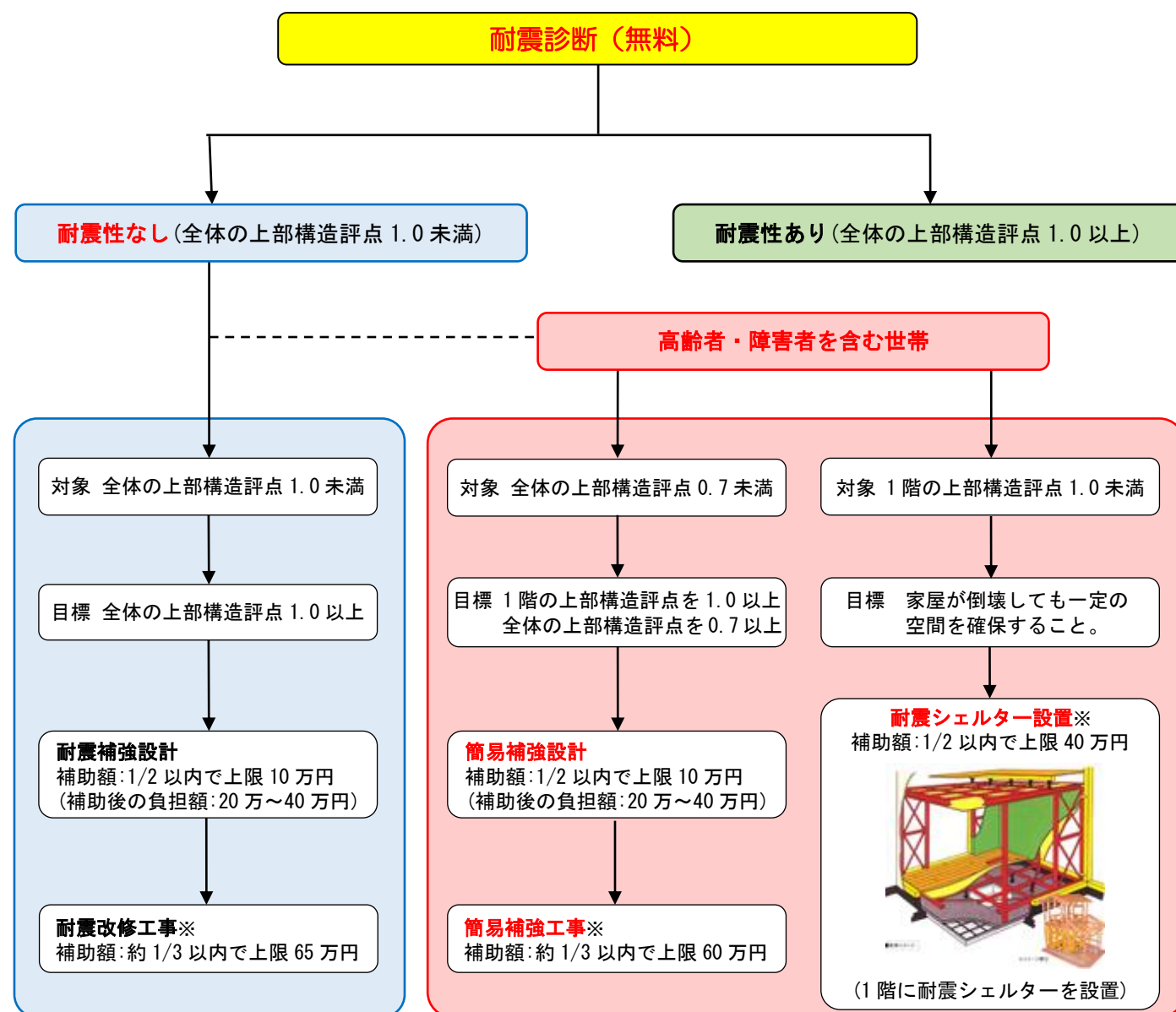


令和2年度木造住宅 耐震診断・耐震改修等事業制度のご案内(募集概要)

この制度は、地震による建築物の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、個人の木造住宅の耐震診断を行うにあたり、市が耐震診断士を派遣します。また、耐震設計・耐震改修工事に要する費用の一部を補助致します。各制度を利用するためには、事前に市への申請が必要となります。

■耐震化への流れについて



※ 耐震改修工事・簡易補強工事・耐震シェルター設置工事に対する補助は、併用できません。
また、簡易補強、耐震シェルターは、地震時に住宅が倒壊しないのではなく、現状よりも部分的に耐震性能を向上させることを目的としております。

耐震診断

申請者負担なし(無料)で耐震診断士を派遣致します。

■申請者と対象建築物は次の条件を全て満たす必要があります。

- ・ 申請者は、市内に住所を有する方。
- ・ 市内に所在し、かつ、住宅の所有者が自ら居住している住宅。
- ・ 昭和56年5月31日以前に、市内で建築、または工事を着手した木造住宅。
- ・ 延べ面積が500㎡以下、かつ、地階を有しない地上2階建て以下の一戸建ての住宅であること。(店舗や事務所などを兼ねた住宅の場合は、延べ床面積の過半以上が住宅部分のもの)
- ・ 木造軸組工法の住宅(桝組壁工法、丸太組工法又は国土交通大臣などから特別な認定を受けた工法によって建築された住宅でないこと。)

■募集戸数について

【耐震診断】 25戸程度
※申請者件数が募集戸数を上回った場合は、抽選により耐震診断士派遣対象者等を決定します。

■募集期間

▽ 令和2年9月7日～9月14日
(予定戸数に満たない場合、追加募集を実施する予定です。)

■申請に必要な書類について

- ▽耐震診断士派遣申請書(市ホームページよりダウンロード可)
- ▽建築年次及び建物の延べ床面積が判断できる書類の写し
(登記簿謄本、建築確認済証・検査済証、課税証明書等)
- ▽建物の図面がありましたら、申請時にご持参ください。

■耐震診断結果から分かること

耐震診断とは、建物が地震に対してどの程度耐える能力を持っているかを調査・評価するもので、耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のものは、大地震時に倒壊する可能性があります。

上部構造評点

上部構造評点は、建物の耐震性能を評価するもので、数値によって右図のように判定されます。

$$\text{上部構造評点} = \frac{\text{現に住宅が保有している耐力(保有耐力)}}{\text{大地震動に対し住宅が求められる耐力(必要耐力)}}$$

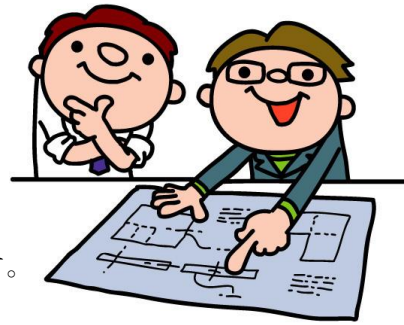


耐震改修により建物の弱点を改善しましょう!



耐震補強設計

- 申請者と対象建築物は次の条件を全て満たす必要があります。
当市の耐震診断士派遣制度を利用した耐震診断を行い、上部構造評点が1.0未満の住宅



- 募集期間(予定戸数に達しだい、募集期間の途中で受付を終了します。)
▽令和2年4月10日～令和2年12月18日まで随時受付。
※ただし、年度内に設計が完了し、実績報告が提出できる物件に限ります。

- 募集戸数及び補助金額について
【耐震補強設計】 3戸程度

耐震補強設計に要する費用の1/2以内、かつ、補助上限10万円
補助後の申請者負担額の目安:20～40万円程度
耐震補強設計は、耐震診断結果と延べ床面積によって設計費が異なります。

- 申請に必要な書類
▽新発田市木造住宅耐震補強設計補助金交付申請書(市ホームページよりダウンロード可能)
▽耐震設計に要する費用の見積書の写し(耐震診断士より発行されます。)

耐震改修工事

- 申請者と対象建築物は次の条件を全て満たす必要があります。
当市の補助制度を利用した耐震補強設計を行い、補強計画書に基づき改修工事を実施する住宅

- 募集期間(予定戸数に達しだい、募集期間の途中で受付を終了します。)
▽令和2年4月10日～令和2年12月18日まで随時受付。
※ただし、年度内に工事が完了し、実績報告が提出できる物件に限ります。

- 募集戸数及び補助金額について
【耐震改修工事】 2戸程度



耐震改修工事に要する費用の約1/3以内、かつ、補助上限65万円
補助金算出方法が複雑な為、参考補助金額を提示します。
例1)耐震改修工事費:100万円の場合
市補助金 48.3万円、申請者負担 51.7万円
例2)耐震改修工事費:150万円の場合
市補助金 65万円、申請者負担 85万円

- 申請に必要な書類
▽新発田市木造住宅耐震改修補助金交付申請書(市ホームページよりダウンロード可能)
▽耐震改修計画書の写し(耐震設計報告書、建物概要及び補強概要を添付)
▽耐震改修に要する経費の見積書の写し

簡易補強設計、簡易補強工事、耐震シェルター設置工事

- 申請者と対象建築物は次の条件を全て満たす必要があります。
【申請者】
・65歳以上の者又は、身体障害者手帳の交付を受けている者(以下「高齢者等」という)を含む世帯。
【建築物共通】
・高齢者等の就寝および居間の用に供する部屋が、1階に存する住宅
【簡易補強設計】
・当市の耐震診断士派遣制度を利用した耐震診断を行い、全体の上部構造評点が0.7未満であると診断された住宅
【簡易補強工事】
・当市の補助制度を利用した簡易補強設計に基づき、補強工事を行う住宅
【耐震シェルター設置工事】
・当市の耐震診断士派遣制度を利用した耐震診断を行い、1階の上部構造評点が1.0未満であると診断された住宅
- 募集期間(予定戸数に達しだい、募集期間の途中で受付を終了します。)
▽令和2年4月10日～令和2年12月18日まで随時受付。
※ただし、簡易補強設計については、年度内に設計が完了し、実績報告が提出できる物件に限ります。また、簡易補強工事・耐震シェルター設置工事については、年度内に工事が完了し、実績報告が提出できる物件に限ります。

- 募集戸数及び補助金額について
【簡易補強設計】 3戸程度

簡易補強設計に要する費用の1/2以内、かつ、補助上限10万円
補助後の申請者負担額の目安:20～40万円程度
耐震補強設計は、耐震診断結果と延べ床面積によって設計費が異なります。
耐震補強設計を受けられた方であっても、簡易補強工事を希望される場合、簡易補強設計を実施していただく必要があります。

- 【簡易補強工事】 2戸程度

耐震改修工事に要する費用の約1/3以内、かつ、補助上限60万円
補助金算出方法が複雑な為、参考補助金額を提示します。
簡易補強工事費が150万円以上に達すると、補助上限額60万円に達します。

- 【耐震シェルター設置工事】 1戸程度

耐震改修工事に要する費用の約1/2以内、かつ、補助上限40万円
補助金算出方法が複雑な為、参考補助金額を提示します。
簡易補強工事費が90万円以上に達すると、補助上限額40万円に達します。

- 申請に必要な書類 詳しくは、建築課にお問い合わせください。

◆◆◆ 耐震診断・耐震改修等 相談・申込受付窓口 ◆◆◆
新発田市役所 地域整備庁舎(2階) 建築課 建築審査係
☎0254-26-3557(直通) fax 0254-26-3559